

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
① 監理支援機関の許可の施行日前申請に関するもの		
1-1 UPDATE!	育成就労運用要領に「追ってお示します」と書かれているものは、いつ公表されましたか。	監理支援機関の許可に係る施行日前申請に必要な箇所（業務運営規程・個人情報適正管理規程の例、職種・作業と分野・業務区分の対応）については、令和8年4月6日に公表されました。
1-7 NEW!	監理支援事業所を移転することを予定しています。施行日から監理支援事業を行いたいのので、移転前に監理支援機関の許可の施行日前申請をしてもいいですか。	監理支援事業を行う事業所については、所在地、構造、設備、面積等について一定の要件を満たしていることが求められます。実際に監理支援事業を行う事業所について審査する必要がありますので、移転を予定している場合には、移転後に監理支援機関の許可の申請を行ってください。
1-8 NEW!	育成就労法施行と同時（令和9年4月1日）に、監理支援機関の名称の変更を予定しています。新しい名称で、令和9年4月1日に許可証を交付してもらうことはできますか。	監理支援機関の名称の変更については、変更後の名称が記載された登記事項証明書の提出が必要です。 令和8年12月28日（月）（機構必着）までに、機構様式「監理支援機関許可申請書記載事項の変更申出書（施行日前申請用）」及び添付書類を機構本部審査課分室に提出しなかった場合は、育成就労法施行日（令和9年4月1日）以降かつ監理支援機関の許可を受けた後1か月以内に「変更届出／許可証書換申請」を行ってください。
1-9 NEW!	監理団体の許可を受けていますが、監理支援機関の許可の申請の際に添付することが求められている資料について、過去3年以内に機構に対する申請又は届出等において提出しており、その内容に変更がない書類についても、改めて提出する必要がありますか。	技能実習法に基づく監理団体と、育成就労法に基づく監理支援機関は、別の制度ですので、過去に機構に提出している書類であっても、監理支援機関の許可の申請において、改めて提出してください。
1-10 NEW!	現在契約している通訳業務の業務委託契約に関する契約書は、「技能実習」「技能実習生」と書かれていますが、契約を締結しなおす必要がありますか。	育成就労外国人の受入れに関して必要な措置がとられることが重要であり、現在締結している業務委託契約書上、技能実習制度と書かれている場合であっても、育成就労制度においても同様の役務が提供されるのであれば、必ずしも契約を締結しなおすことを求めるものではありません。
③ 法人形態に関するもの		
3-3 NEW!	株式会社も監理支援機関になることができますか。	監理支援機関の許可を受けるには、本邦の営利を目的としない法人であることが必要であり、株式会社は監理支援機関になることはできません。

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
3-4 NEW!	登録支援機関ですが、監理支援機関の業務を行うためには、監理支援機関の許可が必要ですか。	特定技能制度と育成就労制度は、別の制度です。登録支援機関として登録を受けていても、育成就労制度における監理支援事業を行おうとするときは、監理支援機関の許可を受ける必要があります。
⑤ 役員・職員に関するもの		
5-3 NEW!	現在、監理団体の許可を受けて技能実習生の実習監理を行っていますが、必要となる常勤の役職員の人数を算出する際の「監理型育成就労外国人の数」に、受け入れている技能実習生は含まれますか。また、育成就労実施者の常勤職員数に応じて決定される受入れ人数枠における「育成就労外国人の数」に受け入れている技能実習生は含まれますか。	<p>監理支援機関の常勤の役員又は職員の人数について、「監理支援の対象となる監理型育成就労外国人の数を40で割った数を超えていること」と定められていますが、ここでいう「監理型育成就労外国人の数」には実習監理を行っている技能実習生の数は含まれません。</p> <p>一方、育成就労実施者における育成就労外国人の受入れ人数枠の算定においては、施行日（令和9年4月1日）以降も技能実習を行う1号技能実習生と2号技能実習生の数は、育成就労外国人の数として計算します。施行日以降も技能実習を行う3号技能実習生の数は、技能実習法及び技能実習法施行規則による人数枠規制は受けませんが、育成就労外国人の数としては計算せず、育成就労法及び育成就労法施行規則による人数枠規制も受けません。</p> <p>このため、施行日以降に1号技能実習生と2号技能実習生を受け入れている場合、育成就労実施者において実際に受け入れることができる育成就労外国人の数は、受入れ人数枠から受け入れている1号技能実習生と2号技能実習生の人数を差し引いた人数が上限となりますので、ご注意ください。</p>
5-4 NEW!	「常勤の役職員数」について、育成就労制度運用要領5-16には、「※新規許可申請においては、初回受入時の監理型育成就労実施者及び監理型育成就労外国人の見込数と申請時点の常勤の役職員数を比較して②及び③を満たしている必要があります。」、「申請者の概要書」（参考様式第2-1号）の⑨及び⑩には、「初回受入れ時点」と書かれていますが、「初回受入時」「初回受入れ時点」とは、いつの時点のことですか。 ※②及び③は「よくあるご質問」No.5-2に記載されています。	「初回受入時」「初回受入れ時点」とは、監理支援機関として監理支援を行う対象となる育成就労外国人を初めて受け入れる時のことを指します。

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑥ 財産的基礎に関するもの		
6-5 NEW!	施行日前申請をしましたが、施行日前申請の期間中に決算を迎えました。当該年度の貸借対照表の写し、損益計算書又は収支計算書の写しを追加で提出する必要がありますか。	原則として、貸借対照表の写し、損益計算書又は収支計算書の写しの追加提出は必要ありません。ただし、新たな決算において債務超過となった場合は速やかに機構本部審査課分室にご連絡ください。
⑦ 外部監査に関するもの		
7-3 UPDATE!	監理支援機関の構成員（監理支援を行う育成就労実施者である場合）と顧問契約を結んでいる弁護士、社会保険労務士や行政書士（弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人を含む）でも、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	当該弁護士等と顧問契約を結んでいる構成員が、監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者である場合は、当該弁護士等は当該監理支援機関の外部監査人にはなれません。
7-4 NEW!	監理支援機関の構成員（監理支援を行う育成就労実施者でない場合）と顧問契約を結んでいる弁護士、社会保険労務士や行政書士（弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人を含む）でも、当該監理支援機関の外部監査人になれますか。	当該弁護士等と顧問契約を結んでいる構成員が、監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者でない場合は、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該弁護士等は当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-6 UPDATE! (旧7-5)	複数の監理支援機関（監理団体を含む。）の外部監査人を兼任することは可能ですか。	複数の監理支援機関（監理団体を含む。）の外部監査人を兼任することは、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ可能です。

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
7-9 NEW!	監理支援機関の構成員である行政書士法人や当該行政書士法人に属する行政書士は、外部監査人になれますか。	<p>以下のいずれかに該当する場合は、当該監理支援機関の外部監査人になることはできません。</p> <p>①監理支援機関の構成員 ②監理支援機関の構成員の役員又は職員である者</p> <p>また、監理支援機関の構成員であって、当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労において育成しようとする育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む構成員である場合は、上記①②に加えて、 ③過去5年以内に監理支援機関の構成員の役員又は職員であった者も、当該監理支援機関の外部監査人になることはできません。</p>
7-10 NEW!	現在の技能実習制度が開始された7年前から法人として外部監査人を務めています。弁護士、社会保険労務士、行政書士の資格を持っていない職員でも外部監査人になれますか。	<p>弁護士等の有資格者以外に外部監査人として認められ得る「その他育成就労に関し知見を有する者」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者</li> <li>・外部監査人に係る養成講習機関として告示されている機関であって相当な実績がある者</li> </ul> <p>となります。</p> <p>出入国又は労働に関する法令について高度な知識・経験を有する者に該当する場合は、出入国又は労働に関する法令を研究している大学教授である等、高度な知識・経験を有していると客観的に評価できる者である必要がありますので、過去に技能実習制度において外部監査人を務めていたことをもって外部監査人になることはできません。</p>
7-11 NEW!	現在の技能実習制度が開始された7年前から法人として外部監査人を務めています。弁護士法人、社会保険労務士法人、行政書士法人のいずれにも該当しません。弁護士、社会保険労務士、行政書士の資格を持っている職員がいれば、法人として外部監査人になることはできますか。	<p>弁護士法人等の有資格法人以外で法人として外部監査人になることが認められるためには、外部監査人に係る養成講習実施機関として告示されている機関であって相当の実績がある者である必要があります。相当の実績とは、直近2事業年度のいずれかの年において、外部監査人に係る講習を20回以上実施している機関であることが求められます。</p>
7-12 NEW!	監理支援機関の代表者の配偶者や二親等以内の親族は、外部監査人になることができますか。	<p>監理支援機関の代表者の配偶者や二親等以内の親族は、監理支援機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者に該当するため、外部監査人になれません。</p>

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
7-13 NEW!	行政書士の資格を持っている監理支援機関の監事は、外部監査人になることができますか。同監事が員外であっても外部監査人にはなれないですか。	監理支援機関の監事は当該監理支援機関の役員ですので、行政書士であるか否かにかかわらず、また、組合員であるか否かにかかわらず、外部監査人になることはできません。
7-14 NEW!	入国後講習の法的保護科目の講師を有償で依頼している社会保険労務士を外部監査人に選任することはできますか。	入国後講習の法的保護科目の講師を有償で依頼している社会保険労務士は、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-15 NEW!	監理支援機関の事務所の賃貸人が行政書士の資格を持っているのですが、当該行政書士を外部監査人に選任することはできますか。	監理支援機関の賃貸人たる行政書士については、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、当該監理支援機関の外部監査人になることができます。
7-18 UPDATE! (旧7-10)	外部監査人は機構がインターネット上で自身の氏名を公表することに必ず同意していなければならないのですか。	外部監査人になる方は、外部監査人の氏名(法人の場合は法人名)を機構ホームページにおいて公表することについて同意している必要があります。
⑨ 育成就労計画作成指導者に関するもの		
9-5 NEW!	監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者の元役職員は、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできますか。	<p>以下のいずれかに該当する場合は、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできません。</p> <p>①監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者                  ②監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者において現在役員又は職員である者                  ③過去5年以内に、監理支援機関が支援を行う育成就労実施者の役員又は職員であった者</p> <p>なお、上記の者の配偶者又は二親等以内の親族、当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、監理型育成就労実施者に対する監査その他監理支援の公正が害されるおそれがあると認められるものも、当該育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできません。</p>

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
9-6 <b>NEW!</b>	監理支援機関の役職員と当該監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者の役職員を兼務している者が、当該監理支援機関が監理支援を行う他の育成就労実施者が作成する育成就労計画の作成指導をすることはできますか。	<p>監理支援機関の役員又は職員が監理支援を行う育成就労実施者の役員又は職員（過去5年以内に当該育成就労実施者の役員又は職員であった者を含む。）を兼務している場合など育成就労実施者と密接な関係を有している場合は、当該監理支援機関の役員又は職員は、役員又は職員を兼務している育成就労実施者の育成就労計画の作成指導を行うことはできません。</p> <p>監理支援機関の役員又は職員が監理支援を行う育成就労実施者と密接な関係を有していない場合は、当該監理支援機関の役員又は職員は、当該育成就労実施者の育成就労計画の作成指導を行うことは可能です（監理支援機関の役員又は職員の業務関与が制限される「密接な関係を有する者」については、育成就労制度運用要領第5章第16節第3をご確認ください。）。</p>
⑫ 監理支援事業を行う事業所（監理支援事業所）に関するもの <b>NEW!</b>		
12-1	監理支援事業所が満たさなければならない要件は何がありますか。	<p>監理支援事業を行う事業所は、所在地、構造、設備、レイアウト、面積等について一定の要件を満たしている必要があります。</p> <p>詳細は、育成就労制度運用要領第5章第2節第6(3)をご確認ください。</p>
12-2	監理支援事業所の所在地についてはどのような条件がありますか。	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理支援事業の運営に好ましくない場所に設置しないことが必要です。</p> <p>また、育成就労外国人を保護するための体制として、緊急時においても育成就労外国人の保護等を迅速かつ確実に行えるよう、監理支援事業を行う事業所と育成就労実施場所の距離が、迅速に対応できる位置関係にあることが必要です。（詳細は12-3をご確認ください。）</p>

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
12-3	監理支援事業所と育成就労実施場所の距離が離れている場合でも認められますか。	<p>育成就労外国人を保護するための体制として、緊急時においても育成就労外国人の保護等を迅速かつ確実に行えるよう、監理支援事業を行う事業所と育成就労実施場所の距離が、迅速に対応できる位置関係にあることが必要です。その目安として、監理支援機関の役職員が監理支援事業を行う事業所から育成就労実施者の事業所や育成就労外国人の居住地まで赴き、保護等の必要な対応を行った上で帰所するといった一連の対応が、通常の業務時間内で可能な位置関係にあることが求められます。ただし、離島（離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法の対象かつ有人の離島（沖縄本島を除く。））に育成就労実施者の事業所が所在する場合など、交通上の事情等により、日帰りでの対応が不可能な場合には、例外的に、夜間・休日でも対応可能な監理支援機関の緊急連絡先を育成就労外国人と共有した上で監理支援機関の役職員が到着するまでの間の一時的な避難先（宿泊施設等）を具体的に指定するなどの措置をとることでも許容されます。その場合、緊急時に監理支援機関から宿泊施設に連絡すれば宿泊できることが担保されていることが必要です（これらの対応としては、緊急時に宿泊が可能な宿泊施設等を事前に複数選定し、緊急時に連絡する可能性がある旨を当該宿泊施設に伝達しておくことなどが考えられます。）。なお、例外措置を取る場合であっても、監理支援事業を行う事業所については迅速な対応を行える場所、例えば、当該離島が属する都道府県内や隣接する都道府県に事務所を設置していない場合、適切な保護体制を有していないと判断されることがあります。</p>
12-4	監理支援機関や監理支援事業所の名称を決めるに当たって注意することはありますか。監理支援機関や監理支援事業所の名称は自由に決めてよいですか。	<p>監理支援機関及び監理支援事業を行う事業所の名称（愛称等も含む。）は、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないことが求められます。また、他の監理支援機関（既存の監理団体も含む。）と誤認させる名称であることも望ましくないため、完全に同一の名称の監理支援機関等がある場合は、改称を検討する必要があります。</p>
12-5	監理支援事業所の設置について注意しなければならないことは何ですか。	<p>監理支援事業を行う事業所について、①独立性が確保されていること、②育成就労実施者等から便宜供与を受けて設置していないことが必要です。詳細は、育成就労制度運用要領第5章第2節第6(3)③をご確認ください。</p>

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
12-6	監理支援の対象となる組合員又は会員（育成就労実施者）が所有する土地・物件を借りて、監理支援事業所を設置することはできますか。	<p>育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する土地・物件を借りて監理支援事業を行う事業所を設置することは、監理支援事業のための適切な体制が確保されていると言えないため認められません。育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者以外の者が所有する土地・建物であっても、育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者から転借することは、有償無償を問わず、認められません。</p> <p>育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者は、監理支援事業を行う事業所の賃貸借契約の連帯保証人になることもできません。</p> <p>「密接な関係を有する者」の考え方は、育成就労制度運用要領第5章第16節第3をご確認ください。</p>
12-7	監理支援の対象となる育成就労実施者である組合員や他法人が入居する敷地や建物に監理支援事業所を設置することは可能ですか。	<p>監理支援事業を行う事業所は、監理支援の対象となる育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する土地・建物に設置していないことが必要です。</p> <p>また、事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、監理支援の対象となる育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を当該賃貸借契約における連帯保証人にしていないことが必要です。</p> <p>さらに、監理支援の対象となる育成就労実施者等又はこれらと密接な関係を有する者から、事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けることは認められません。</p> <p>こうした条件を満たした上で、監理支援事業を行う事業所が組合員や他の事業者の事業所等と混在しておらず、独立していることが外形上も分かる形で整備されていれば、事業所として認められます。例えば、組合員や他法人の事業所の一部を、監理支援を行う事業所とすることや、他法人の事務所や作業場所を通過しなければ監理支援事業を行う事業所に入室できないような場合は、事業所として独立しているとは認められません。</p>
12-8	監理支援の対象となる組合員又は会員（育成就労実施者）の事業所の隣に監理支援事業所を設置しても構いませんか。	<p>監理支援事業を行う事業所は、組合員や他の事業者の事業所等と混在しておらず、独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要ですが、育成就労実施者等の事業所が隣接している場合には、単に独立しているだけでは足りず、相談に際して育成就労外国人が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制による相談応需、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどにより、相談者のプライバシーを保護することが求められます。</p>

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
12-9	監理支援の対象ではない組合員や他の法人が入居する敷地や建物に監理支援事業所を設置することは可能ですか。	監理支援事業を行う事業所が組合員や他の事業者の事業所等と混在しておらず、独立していることが外形上も分かる形で整備されていれば、事業所として認められます。例えば、組合員や他法人の事業所の一部を、監理支援を行う事業所とすることは、他法人の事業所や作業場所を通過しなければ監理支援事業を行う事業所に入室できないような場合は、事業所として独立しているとは認められません。
12-10	監理支援事業所の広さや構造に条件はありますか。	<p>監理支援事業を行う事業所の面積はおおむね20㎡以上であることが求められます。また、単に20㎡以上確保されているだけでなく、監理支援事業を行うために支障のないレイアウト、すなわち、事務機器の設置、情報管理、来訪者対応等を適切に行えるレイアウトが確保されていることが必要です。例えば、一部が遊休スペースとなっており、実際には監理支援事業を行う事業所として利用されている面積が20㎡未満である場合や、来訪者対応のための適切な場所や動線が確保されていない場合は、要件を満たさないと判断される場合があります。</p> <p>また、相談応需を行う場所について、個室の確保、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ育成就労実施者等又は育成就労外国人等に対応することが可能である構造を有することが求められます。</p>
12-11	監理支援事業所の床面積がちょうど20㎡ですが、認められますか。	監理支援事業を行う事業所の面積とは、事務（執務）室や面談（対応）スペース等の監理事業のために使用する場所の面積であって、キッチン（給湯室）・トイレ・風呂場等の面積は含みません。また、監理支援事業を行う事業所とは別に面談スペースを設けていない場合、20㎡の中に12-10にあるような個室かパーティション等で区分された面談スペースが設置されていることが必要です。
12-12	監理支援事業所内に面談スペースを設けられない場合、どうしたらいいですか。	<p>監理支援事業を行う事業所内に面談スペースを設けられない場合、近隣の貸部屋等を確保することが必要です。</p> <p>貸部屋確保により対応する場合は、当該貸部屋について、登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、見取り図、写真等の提出が必要です。</p>

## よくあるご質問（監理支援機関の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
⑭ 外国の送出機関に関するもの		
14-1 NEW!	取次ぎを受ける送出機関（育成就労外国人を受け入れることができる送出機関）を選ぶ際の注意事項はありますか。	<p>監理支援機関が取次ぎを受けることができる送出機関は、二国間取決めが作成された国・地域の認定送出機関リストに掲載されている送出機関です。</p> <p>日本と送出国との間で二国間取決めの作成に向けて協議中である場合は、送出国から、認定送出機関となることを見込まれる機関のリスト（暫定送出機関リスト）が提出されます。暫定送出機関リストに掲載されている送出機関については、監理支援機関の許可の施行日前申請をすることができます。監理支援機関の許可は、二国間取決めを作成した国から正式に認定送出機関リストが提出された後になされることとなります。暫定送出機関リストが提出された国であっても、当該送出国との間で二国間取決めが作成に至らなかった場合や、受入れ契約をしている送出機関が暫定送出機関リストに掲載されていたものの認定送出機関リストに掲載されなかった場合には、当該送出機関が申請書に記載されたままの状態では監理支援機関の許可ができませんので、ご注意ください。</p> <p>送出機関リスト（認定又は暫定）は、提出され次第、機構ホームページに随時掲載しますので、定期的にご確認ください。</p>
⑰ 手数料等に関するもの		
17-1 UPDATE!	調査手数料の額と振込方法を教えてください。	申請手数料及び調査手数料の額、調査手数料の振込方法については、機構ホームページ内の「監理支援機関の許可申請手続案内【施行日前申請用】」に記載しています。監理団体に関する調査手数料の振込先に振り込まないよう、注意してください。
17-2 UPDATE!	先日、許可申請の書類を郵送しましたが、調査手数料の金額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	一度納付された手数料は原則返還できません。